

茨城県報 号 外

昭和48年4月9日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●字区域の変更(地方課)	1
●換地計画の認可(農地管理課)	2
●換地計画の決定(")	2
●換地処分(2件)(")	2

公 告

●土地立ち入り測量(用地課)	3
●開発行為の工事完了(建築指導課)	3

告 示

茨城県告示第367号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき豊里町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和48年4月10日から効力を生ずるものである。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字野畑字ミへ迎 388番、389番、390番、391番、392番を大字野畑字行人台に編入する。

大字野畑字行人 406番、407番の1、407番の2、408番、409番、414番、415番、416番を大字野畑字行人台に編入する。

大字野畑字長畑ヶ 522番を大字野畑字ミへ迎に編入する。

大字野畑字道地 523番、524番、525番を大字野畑字ミへ迎に編入する。

大字野畑字道地キハ 526番を大字野畑字行人台に編入する。

茨城県告示第368号

昭和48年3月16日筑豊農発第117号で豊里町長、比毛政章から申請のあつた豊里町営上郷南部地区の換地計画については、昭和48年3月31日認可したから、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)附則第12項に基づく改正前土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定により公示する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第369号

昭和47年11月24日付で認可申請のあつた吉田用水土地改良区・細野地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和48年4月16日から昭和48年5月7日まで

3 縦 覧 の 場 所

水海道市役所

茨城県告示第370号

昭和47年12月22日付農管指令第334号をもつて認可した土浦市外十五ヶ町村土地改良区・荒川本郷地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第371号

昭和47年12月22日付農管指令第333号をもつて認可した守谷町外1町1ヶ村土地改良区・下高井地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道谷井田稲戸井停車場線稲荷橋橋梁整備事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

取手市大字市ノ代字天神下, 字小沼, 字貝塚道, 字貝塚道中, 字貝塚道添, 字清吉前, 字西ノ前, 字四前畑及び字西ノ下地内

〃 大字貝塚字市ノ代下地内

筑波郡伊奈村大字狸淵字堤下及び字狸淵地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和48年4月9日から昭和48年5月10日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年3月27日に完了したことを公告する。

昭和48年4月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
土浦市常名町字東谷川3642番一3, 3643番一2, 3643番一3, 3696番一2
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市常名町3582番地

関 定 夫

▷ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◁

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所